

環境農林水産常任委員会会議録

平成19年 1 月23日

場 所 第4委員会室

平成19年1月23日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成18年度植栽未済地の調査結果について
- ・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

出席委員（9人）

委員	長	丸山裕次郎
副委員	長	外山衛
委員		永友一美
委員		星原透
委員		水間篤典
委員		前本和男
委員		押川修一郎
委員		高橋透
委員		河野哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

環境森林部

環境森林部長	原田美弘
環境森林部次長 (総括)	本部殷國
部参事兼 環境森林課長	太田英夫
環境管理課長	岡田英治
環境対策推進課長	飯田博美
自然環境課長	坂本成海
森林整備課長	金丸隆一
山村・木材振興課長	中村毅
計画指導監	大木正文

技術検査監
林業公社対策監
木材流通対策監
国土保全対策監

星野次郎
池田隆範
楠原謙一
江口勝一郎

農政水産部

農政水産部長
農政水産部次長
(総括)
農政水産部次長
(農政担当)
農政水産部次長
(水産担当)

長友育生
永野明德
黒岩一夫
森末保治

部参事兼
農政企画課長

宮脇和寛

地域農業推進課長

玉置賢

営農支援課長

松尾通昭

農産園芸課長

村田壽夫

畜産課長

井好利郎

部参事兼
農村計画課長

石川善成

農村整備課長

後藤田悦男

水産政策課長

藤田仁司

部参事兼
漁港漁場整備課長

田代一洋

農水産物
ブランド対策監

小八重雅裕

団体調整監

假屋義成

担い手対策監

米良弥

農業改良対策監

荒武正則

消費安全企画監

吉田周司

家畜防疫対策監

浜口定男

国営事業対策監

佐藤公一

漁業調整監

那須司

総合農業試験場長

齋藤尚

県立農業大学校長

近間儀博

畜産試験場長

児玉盛信

水産試験場長

佐藤信武

事務局職員出席者

議事課主査 湯地正仁

政策調査課主事 小城勇生

○丸山委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○原田環境森林部長 原田でございます。委員の皆様には、本日の委員会を皮切りにいたしましていろいろな面でお世話になるかと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

座って説明させていただきます。

本日は、お手元に配付しております「環境農林水産常任委員会資料」の表紙にございますが、「平成18年度植栽未済地の調査結果について」御説明を申し上げたいと思っております。

開いていただきまして1ページでございますが、まず、1の調査目的に関連をいたしまして私の方から少し説明をさせていただきたいと思っております。まず、①に関しまして、本県の民有林の人工林面積は、御存じのとおりであります、

約25万ヘクタールございます。その内訳を申し上げますと、杉が約7割強、ヒノキが15%ぐらいでありますから、合わせまして全体の9割を占めていることとなります。そして、その人工林全体で見ますと、55%が8齢級以上、いわゆる36年生以上となっております。本県の標準伐期齢が杉に関して申し上げますと35年、一部広渡川が40年となっておりますので、いつでも皆伐できる、収穫期に達した森林になっているというところでございます。現時点では外材の壁に押された状態になっておりますけれども、山村における雇用の確保とか、あるいは我々が目指しております「循環できる林業」を確立していくことなどを考えますと、現在の杉の生産量、約100万立方ございますが、これをさらに増加させていくということが望ましい姿であるわけであります。

一方で、②にございますが、近年の木材価格の極端な低迷とか、あるいは担い手不足による森林所有者の投資意欲の低下等から、伐採されました後に一定期間以上植林されずに放置をされました、いわゆる植栽未済地があちこちで見られるようになっております。当委員会でもかつていろいろな指摘をいただいているところでございます。伐採跡地を一度放置しますと森林の荒廃、災害発生の一因ともなりますし、また、いざ再造林を行う場合も余分な経費がかかるということになりますので、やはり植栽未済地の解消という問題は非常に大切であると考えております。そのためといいますか、実態をきちんと把握しておくということが非常に重要でありまして、本年度から、新しい精度の高いと言いますか、手法を取り入れまして、毎年、とりあえず5年間を予定しておりますけれども、詳細調査を実施するというようにした次第でありま

す。

今回は本年度の調査結果がまとまりましたので、資料に基づきまして計画指導監が説明を行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私からは以上であります。

○大木計画指導監 それでは、平成18年度植栽未済地の調査結果について説明いたします。

委員会資料の1ページをごらんください。調査目的につきましては部長が詳しく申し上げましたので、2の調査概要から説明します。

(1) 調査対象地ですが、①にあります環境森林課で作成しています森林簿から把握した伐採跡地と、②にあります森林簿が5計画区に分け、1年に1計画区ずつ5年ごとに更新されているため、森林簿の更新後から本調査までに発生し、伐採届等から把握できました伐採跡地を加えております。

次に、(2) 調査方法ですが、本県が独自に開発し今年度から稼動しております森林地理情報化システム、略して森林GISと呼んでおりますが、これを利用して更新状況を調査しております。調査は、伐採・造林情報を有しております森林組合に委託して行っております。調査の手順を2ページにまとめておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

まず、森林地理情報システムの定義なんです、上段を見ていただきたいんですが、パソコンを利用して森林に関する文字情報、これは具体的に言いますと森林簿になりますが、と地図、写真情報を一元的に管理し、それらを組み合わせた検索、分析などを迅速に行うことができるシステムを言います。本県のシステムは、本課、出先機関に加え、市町村と森林組合でも利用できるようになっております。

次に、調査手順ですが、1、伐採跡地の抽出

をごらんください。まず、①にありますように、伐採跡地を森林簿から選り出し一覧表を作成します。次に、②にありますように、森林計画図から伐採跡地の位置図を作成します。米印にありますように、一覧表と位置図は相互検索ができます。

次に、2、更新状況の調査ですが、①にありますように、1の②で作成しました伐採跡地の位置を空中写真上に落とします。次に、②にありますように、調査対象地ごとに、まず①で特定しました空中写真と造林事業実績により更新状況を判定します。これで判定できない場合、現地に詳しい人等からの聞き取りや、さらには現地調査を行い更新状況を判定します。判定は、下の写真にありますように、造林による人工更新、中ほどにあります自然に生える広葉樹等による天然更新、更新未了地に3区分します。次に、③にありますように、1の①で作成しました一覧表に調査結果を入力しますとともに、1の②で作成しました位置図に必要な修正を加えます。

入力等が終わりましたら、3、調査結果の取りまとめにありますように、調査結果の集計等を行います。

なお、下段にありますように、森林GISには①にありますように調査の迅速化や、②にありますように今後の追跡調査が容易になるなどのメリットがあります。

恐れ入りますが、1ページに戻って今回の調査結果を説明します。3、調査結果の流域別調査未済地面積の一番下、県計欄をごらんください。今回の調査対象面積は、左から2番目欄にあります、3,957ヘクタールとなり、その調査対象のうち、人工造林または自然に生えた広葉樹等により更新が完了したもの、すなわち森

林化していると認められるものがその右欄で、1,647ヘクタールとなっております。調査対象面積（a）と完了面積（b）の差が更新が終わっていない更新未了面積となりまして、2,310ヘクタールとなっております。更新未了面積のうち、人工林の伐採後3年以上経過しても更新が完了していないもの、いわゆる植栽未済地と呼んでおりますが、この面積が1,959ヘクタールとなっております。流域別に見ますと、五ヶ瀬川と広渡川の植栽未済地面積が大きくなっておりますが、これは、五ヶ瀬川流域内の分収林が契約終期到来に伴い伐採されたこと、広渡川流域内の会社有林が伐採されたことなどが影響しております。

次に、前回調査との比較について説明します。表下の注3)をごらんいただきたいと思いますが、前回の14年調査は1ヘクタール以上の植栽未済地を対象としましたので、1ヘクタール以上について比較をしております。表の累計欄をごらんいただきたいと思いますが、前回、14年の調査が1,432ヘクタール、今回の1ヘクタール以上が1,211ヘクタールとなっておりますので、221ヘクタール減少しております。これは、通常の森林整備事業に加えまして、16年度から植栽未済地の解消を図る森林機能保全緊急整備事業を実施したことなどによりまして、16、17年度の再造林面積が15年度までと比べまして約3割程度増加しております、この影響が大きいものと考えております。また、流域別では、五ヶ瀬川だけが前回より大きく増加しておりますが、これは、先ほど説明しましたように、分収林の伐採面積の増加が影響しております。

次に、4、今後の対応方針について説明します。1ヘクタール以上の植栽未済地につきましては、前回調査より減少しておりますが、今

後も継続して実態を把握する必要がありますので、(1)にありますように、森林GISを利用し、本年度から5年間、毎年定期的に調査を行う予定であります。また、(2)にありますように、伐採届け出等の際や伐採後の造林実行状況に応じまして、森林所有者等に指導を行いますとともに、(3)にありますように、森林整備事業等の制度事業や森林環境税使途事業などを利用し再造林を推進します。さらに、(4)にありますように、できるだけ皆伐を避けるため、標準伐期齢以上の高齢林の間伐を行います高齢級間伐などの森林整備の推進に加えまして、天然力により更新なども利用しまして、植栽未済地の縮減、解消に努めていくこととしております。以上で説明を終わります。

○丸山委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑をお願いいたします。

○河野委員 森林GISは市町村、森林組合情報の共有化ということで挙げられていますが、これは我々も簡単に情報として得れるのでしょうか。何か県庁のホームページ等でリンクできるのか。

○大木計画指導監 県庁の職員が持っていますパソコンの中からはどなたでも検索できるようになっております。

○河野委員 一般も。

○大木計画指導監 現段階では一般の方の閲覧はできません。まだそういう段階になっておりません。

○河野委員 別件ですが、調査結果の五ヶ瀬川、前回調査との比較で増となっておりますが、災害との関連というか、結局、そういうことによって影響が出ているというところは考察できるのでしょうか。

○大木計画指導監 今回の調査地の中で治山事業等による復旧が必要な箇所と認められましたのは椎葉村で1カ所ほど、これは19ヘクタールの伐採地だったんですが、ありました。

○星原委員 植栽未済地の調査結果ということを出ているんですが、県計欄で前回よりは221ヘクタール減ったということではありますが、もともと想定はどれぐらい、このぐらいの数字ぐらひは減るだろうとか、あるいはもうちょっと未済地を少なくするためのそういう形になって出てくるだろうとか、そういう計画はこの5年間でどのように考えておって、この数字自体をどのようにとらえたらいいんですか。

○大木計画指導監 我々、調査する前の想定としましては、今までもずっと言ってきたことなんですけど、植栽未済地は増加しているというような考え方でございましたけど、調査をした結果、減っております、これはちょっと意外な感じがしました。ただし、先ほど説明しましたように、再造林実績がそれまでは年間大体1,100とか1,200ぐらいだったんですけど、16、17年度には1,500ヘクタール程度確保できましたから、その影響が非常に大きかったのかなと後で分析したところです。

○星原委員 それと、8齢級で伐期が来ているものとの関連で、材が安いということで一方ではまた伐採されない状況もあるのかなというふうに思いますし、要するに材が安いことで再造林になかなか取り組めない、その部分については、これまでもいろんな方法で再造林に向けての取り組みはなされているとは思いますが、今後の対応方針の中の森林環境税の使途とか、あるいは(4)の高齢級の間伐、複層林施業の推進による皆伐の抑制、その辺の取り組みを掲げられてはいるんですが、今出ましたように、

未済地があるということは、今後の災害とか、やっぱり県の財産という面でいけば、それがふえることは財産が減っているのとある部分では同じですから、最終的には221ヘクタールは減った形にはなっていますが、今後に向けては、面積と植栽未済地の部分でいけば大体半分ぐらひはまだ未済地だというふうになっていますよね。この辺の取り組みは対応方針の中であるわけですが、どれだけ増減の率を減らしていくか、そういう部分についてはどのように考えようとかされているんですかね。

○大木計画指導監 伐採跡地全体に対する再造林につながるんですが、これが今までですと大体70%から80%は再造林されておまして、残りの20%が未済地化しております。ですから、我々としましては、少なくとも今の再造林率は維持しつつ、森林資源の循環利用ができるように森林資源の造成を進めていかないといけないとも考えております。

○星原委員 それと、今、杉なら杉がわっと植えてあって、災害が起きるといことで混交林とかいろんな形、あるいは県によっては杉が植えてあって広葉樹が植えてあってとか、そういう感覚でとらえていますよね。今、再造林の中ではそのような形がとられているもんなんですか。どうなんですか。

○金丸森林整備課長 再造林の実態ですけれども、杉が約4分の3ぐらひ植えられています。あとヒノキと広葉樹というようなことで、造林面積は、再造林は1,500ヘクタールぐらひですけれども、拡大造林を含めると1,600~1,800ヘクタールぐらひあります。その中で広葉樹造林が近年では200ヘクタールぐらひございます。委員がおっしゃいましたように、層状に植えるとかいうような形には実際はなってお

りませんけれども、例えば、公的森林整備事業というのがございますけれども、これの中では広葉樹を1割は植えるというような形で、尾根筋に広葉樹を植えたりとか、谷筋に広葉樹を植えたりとか、そんな指導もしております。

これまでの人工林の造成の状況ですけれども、一般的には杉でしたら杉だけ一斉に植えてあると。初めて伐採時期を迎えるわけですが、現実的に現場を見てみますと、例えば、下から上まで全部植えていると。どちらかといえば杉に必ずしも適したところでないところまで植林してある事例がございます。そういうところにつきましては、植林をする前年度に造林計画というのを出しますけれども、伐採する前には伐採届を出すようになっております。その際によく現地の状況等を踏まえながら、今まで杉だったところをまた杉で全部植えるんじゃないで、土地、土地に応じたような形で広葉樹を植えるなり、または広葉樹を植えなくてもそこは空き地にしておいて天然力と申しますか、飛んできた種子等で自然に戻すというような形で造林を指導していきたいというふうに考えております。

○星原委員 結局、災害等も起きれば、河川から道路から、いろんな形で出ますよね。山がずれてきたり崩壊してくると。そういうことのかかる経費から見ると、やはりその辺の計画がなされていかないと、再造林されていく中ではその辺の検討をされていかないと、また同じような繰り返しになるというふうに思いますから、こういう未済地あたりが出てきている地域においては、今、1割程度という話でありましたが、それで済むのかどうかですが、その辺の検討とかなされていって、また20年、30年、40年先という時代を迎えたときに災害が起きないための

部分のそういうことも一方では未済地をうまく利用しながら、広葉樹なんかの割合のとり方あたりも、災害面から考えての検討もしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう検討はなされているものなんでしょうか。

○原田環境森林部長 これから本格的な再造林時代に突入すると。恐らく森林の成熟度からいたしますと本県が一番早くそういう形になっていくわけですね。それで、いわゆる拡大造林の反省というのをまずきちんとしなきゃいかんかなと。ただ、民有林と公有林、国有林では難しいんですけれども、例えば、民有林について、植え過ぎている、人工林にし過ぎているところがある、これも事実でありますし、経営を考えますと相当数は人工林にしていかにやいかんとなりますと、どうしても杉ということになっていくと思うんです。このバランスを少し是正していくというのは大事だと思っております。

その中で特に災害を視점에置いた造林というのが今まで欠けていたと思うんです。とにかく材を育てて早く金にしようという経営面が中心だったんで。それで、森林のゾーン区分をきちっとして、災害を防止する視点での造林、いわゆる広葉樹を中心とした林層にしていく地点、そういう地域と、それから完全に経営を重視していいんじゃないかという地域、それからあいだのところがあると思うんですよね。両方の機能を果たすと。その区分は今、一応しているんですけど、それをもっと詳細に、いろんな今、データが入るようになってきましたので、森林区分をもうちょっと詳細にやりながら、あとは所有者の意向が非常に大事になってきますから、杉にするのか、混交林にするのか、広葉林にするのか、その辺を十分詰めるような形の何らかの

内部検討会を設けていく必要があると考えているところであります。以上です。

○**星原委員** せっかくGISを開発されて、そういう形で画面上でいろいろ山の状況とかとらえられる状況であれば、どういうふうな形で災害に強い中での再造林というのでも検討ができる状況かなど、割合とかいろいろ考えられるわけでありまして、そういう面からと、森林環境税あたりでも、民間の部分あたりにはその割合で、今までは経営感覚で材を植えて、杉なら杉で収入をとということでありましたが、協力した部分あたりについての考え方とか、何かそういうことも一方ではまた考えていくべきじゃないかなど。災害に関する経費の部分からいけばそういうふうな形に回してもある部分ではいいでしょうし、あるいは今の環境面からの部分でもそういう果たす役割があるのかなというふうに思いますので、広い意味でその辺の検討をされていって、これからの20年先、30年先、あるいは50年先のことも想定しての再造林の計画というものを掲げていくべきじゃないかなというふうに思いますので、今、お話をいただきましたので、そういう検討方、よろしくお願ひしたいと思います。

○**高橋委員** 調査対象地なんですけど、ほぼ漏れなく把握されているものなのか。例えば、伐採届出書を出さないかん義務があるというように先ほど説明があっていましたが、無届けで伐採をしているところはないのか、現地情報等からも把握されていると思うんですけども、おおむね調査対象地は把握していらっしゃるということで認識していいか、確認です。

○**大木計画指導監** 実際の伐採跡地の割合がどれだけかという数字まではつかんでいないところなんですけど、ほぼ伐採跡地は把握できた結果

だと考えています。

○**高橋委員** わかりました。

再造林の関係で、森林環境税も導入された、これはこれで事業は進められると思うんですが、企業局の方で事業を持っていますよね。地域貢献事業で、ちょっと私も詳しくは言えませんが、例えば、一ツ瀬川流域の上流を買って植栽をしていくというような事業があった、そういうところと連携がとれているのかどうかですね。どうなんでしょうか。

○**原田環境森林部長** 企業局が計画をつくる際に、環境森林部と連携してやるという前提で話が来ましたので、その辺の連携は十分とったつもりであります。それで、実際、買いまして植栽をするという場合に、実務は森林組合でお願いをしたいということもございましたので、その執行面での協力もしていくということにしておりますので、今のところ連携はとれているということです。

○**高橋委員** わかりました。よろしくお願ひします。

○**丸山委員長** ほかにございせんか。

○**水間委員** 先ほどのGISの問題で、職員はこれをパソコンでできるが、一般にはまだ開放はしていないということのお示しだったと思うんですが、今後、各市町村あるいは森林組合、一般でも開示ができる方向で考えておられるのか、そこら辺はどうなるんですか。やっぱりこれは県独自のもので県が管理せにやいかんとか、そういうことになっているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**大木計画指導監** 森林簿あるいは森林計画図等の情報につきましては、例えば、個人の方が森林施業計画をつくりたいとかいう場合には開示しています。ただ、これはパソコンではなく

で例えば森林簿、紙として開示しております。

パソコンでだれでも見れるような状態にするためには、個人情報が含まれています。だれさんの山がどれだけあるか、そういう観点がありますから、なかなか県民の方どなたも見れるような状態にするのはちょっと難しいかなと考えています。

○水間委員 伐採跡地の抽出のこれを見ると、植栽未済地の枝番というんでしょうか、ありますね。それから、赤い括弧の中では西米良村の261林班、そういうことですぐぱっとどこのものだということが確かにわかりますわね。こういうものが一つの今言う個人情報の問題であるとなると開示が難しいということになるんですか。

○原田環境森林部長 基本的には、せっかく整備をした情報ですから、広く一般に提供するというのが望ましいと思っております。ただ、具体的に整理をしてみないとわかりませんが、いろんな情報がございますが、これはだめだというものも一部あるかもしれません。それを除いて、これについてはまずは県と森林組合等で見れますので、一般の森林所有者はすぐ森林組合に行けば見させてもらえる、情報を開示できると思っております。その他の関連の人でも、もし興味のある方がありましたら、できるだけ提供できるような方向で検討はしたいと思っております。現時点では、まだつくったばかりでして、いろんな操作の面等々ございまして、それから開示できる内容がどこまでか、その整理がちょっとできていけませんので今のような答弁になっているんですが、今後はできるだけ情報公開を一般の人にもしていくという方向で考えたいと思います。

○水間委員 今のお話をぜひ、森林組合あたり

と各市町村の林務課というか、そこらあたりでもいつでも来ていただいたら開示しますよというような方向で、もう公開は原則の時代になりまして、その裏には個人情報の保護も含まれているんですか、なかなか難しいことですけども、再生林を含めて、そういう状況であれば皆さんに情報開示ができるような方向で考えて見てください。お願いします。

○前本委員 植栽未済地の調査ということでやっと取りかかったというようなわけですけど、現実的には、ここ10年の代に60%以上の伐期を迎えた杉が、物すごい量で宮崎は産出できる状況にあるわけですが、一方では、価格低迷あるいは担い手不足というような悪条件の中で、林業経営をしていく上で、再生林をするということに関しまして、もうからなければせんよと、民間は。50年もかかって何でせにやいかんか、孫のためにつくるようなもんじゃがというような話になりまして、なかなか再生林ということまで踏み切れんという現実があるわけですね。そのあたりを根本的に調査をした後でどうするかということ、基本的、長期的な構想を打ち出してほしいと思います。

それと、もう一つは、宮崎県は林業県と言われますが、一方では、林業によりまして山地崩壊というデメリット面も出ているんですよ。過密植栽、杉の植えっ放し、補助金を出しまして随分杉を植えた時代がありますよね。じゃ、今度は補助金を出して切らせにやいかんですよ。そうしないと植えっ放しでじいちゃん、ばあちゃんは死んでしまって、息子はサラリーマン、孫はおらん、森林は荒れ放題という状況になった責任は、やっぱり県にあると思うんですよ。ですから、市場開発をしていくとか、そういう大事さもありますけど、いかにして未済地に対

しまして造林を図るべき将来性を立てるかとか、あるいはきちんとした林業経営の基本的な姿勢を打ち出していかということ、ぜひ、この調査とともに、何のための調査かということはそのための調査であるということをきちんと認識した上での今後の見通しを立ててほしいと思います。以上です。

○原田環境森林部長 前本委員の言われるとおりでありまして、とりあえず現状をきちんと把握すると。かつて、14年ですか、一応調査はしているんですけども、当時は聞き取り等々が中心で、正確だったかどうか、そこもちょっと疑問な点もあります。今回はかなり精度が上がっているということで、実態がよくつかめると。それから、これは継続して5年間やるということで、その先もまたやることになると思いますけれども、かなり詳細な実態が毎年把握できると、それが1つあります。

それで、未済地対策はその上で、じゃ、解消するためにどんな対策を打つかと。今も打っていますけど、それで不十分ならまた新しい対策を考えるということが1点ございます。

それから、未済地を出さない対策というのが非常に大事だと思っております、おっしゃるとおり、森林の後継者がいない人は自分の代で切ったら後はだれも受け継がないし、自分が所得を得るわけでもありませんから、もうやめたという人が結構いるようですので、それを解消していくことが未済地を出さないということになりますので、その対策の一つとしては、やはり現地に詳しい森林組合等がそういう後継者等のいない人によく相談に乗って、補助金等を使いながらやれば、そんなに投資をしなくても再造林ができますし、また山が育っていきますと。その辺の施業をよく説明して受託していく

制度をことしから森林組合を中心にやろうという動きを1つしているところであります。その他にも対策があるかもしれませんが、今回の調査を踏まえているような手段を講じていきたいと思っております。以上です。

○前本委員 森林環境税という新しい税制度の改革が行われまして、一般県民にも応分の負担をしていただくという制度になったわけですね。これは大切なことだと思いますけど、税を施行したことによる効果というんですかね、県民に対しまして、このような効果が上がったんですよというようなことをきちんとやっぱり森林部として説明をして、県民の納得のいくような林業経営なり、林業に対する施策をぜひ実行してほしいと。これは要望です。

○星原委員 今度出た調査結果とちょっと違うんですが、GISのソフトを本県で開発したみたいな話だったと思うんですが、ソフトをつくるまでどれぐらいかかったのかわかりませんが、仮に素晴らしいソフトであれば他県に売買というか、ソフト権利云々ということなんかは全然検討にないもんなんですか。

○大木計画指導監 このソフトと森林簿ないし航空写真の電子化を行いまして、これは平成15年から3年間かけまして、*約1億5,000万円ほどかけているところです。森林GISにつきましては、それぞれの県がそれぞれの方法で開発されまして、うちの方はちょうど真ん中ぐらいで開発しております。我々の県のを使いたいというところがあればそれは考えたいと思いますけど、そういうニーズは今のところないということです。

○星原委員 わかりました。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

※11ページ左段に訂正発言あり

なければ、私の方から御要望を少し言わせていただこうと思うんですが、18年から「水と緑の森林づくり条例」というのも施行されましたので、これを勘案しながら、植栽未済地に関しては県民とともにというのが大きなこの条例の基本であろうというふうに思っておりますので、しっかりとした植栽未済地対策はやっていただきたいというふうに思っております。これはただ単に植栽するだけという意味ではなくて、我々も委員会の中でも調査したんですが、猿とかシカとかの被害も出ておりますので、そういった本当の自然をつくっていくんだという気持ちも必要だろうというふうに思っておりますので、すべてが杉を植えろとか、そういうものではないというふうに思っておりますので、部長の方からもそういう考えがあるということですので、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

また、森林GISの活用に関しては、ぜひお願いをしたいんですが、これは恐らく地球温暖化のことで、6%のうちに3.9%を森林が賄うということですが、たしか平成2年ぐらいからはしっかりと管理した森林だけがカウントできるというふうになっておりますので、この森林GISを活用すれば、どこの山が手が入っていない、間伐が進んでいないということが一目瞭然になるというふうに思っておりますので、しっかりと民間所有者の方にも、この山はまだ全然手が入っていませんよねというのを報告なり調整をして、そういった補助金等もつくれるようなシステムにしていきたいというふうに思っています。

もう一つですが、この森林GISを使うことによって、大量の大型ロットの木材を搬出できるというところがここにあるというのであれ

ば、今言われているのは、大型ハウスメーカーは大きなロットが足りないから、取引をしないということも言われておりますので、そういったことも勘案しながら、森林GISをただつくっただけではなくて、有効に活用するようお願いをしたいというふうに思います。以上で要望とさせていただきます。

○原田環境森林部長 「水と緑の森林づくり条例」につきまして、それを具体的にいろんな業務を遂行していくという視点で森林環境税をうまくドッキングさせて進めているところであります。森林環境税につきましては、御存じのとおり、できるだけ公益性の高い森林で放置されている森林、ここを何とか広葉樹等を中心に植栽していこうという視点が非常に大きいということですので、その辺についての事業も今、鋭意進めているところであります。3月に間に合うかどうかちょっとわかりませんが、ことしの事業の成果、実績等をまた委員会でも報告をさせていただきますというふうに思っております。

それから、GISの活用については、委員長がおっしゃったとおり、いろんな面で利用できていくと思いますので、これからまた工夫をしていきたいと思っておりますが、特に木材の供給面が非常に動きがよくなっております。いわゆる大型の商社、建材業者等がかなり宮崎にも入り込んできているという実態でありまして、じゃ、本当に大型のロットに対して供給できるかという点非常に疑問な点はまだあります。資源的には申し分ないわけではありますが、実際大きな注文が来て、切ろうとしたときに人がいないという話があちこちで出始めていまして、やはり体制をもう一回作り直さないと、せっかくの流れをつかめないんじゃないかなということもございまして、これにGISのこ

ういうデータがうまく使えるどうか、また十分調査をさせていただきたいと思います。以上です。

○丸山委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大木計画指導監 すいません。訂正をお願いしたいと思います。森林GISの開発費1億5,000万円程度と申し上げましたけれども、1億7,000万円程度の間違いでした。すいませんでした。

○丸山委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時53分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

それでは、「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生等について」の説明をお願いいたします。

○長友農政水産部長 農政水産部でございます。年も変わりました、農政水産部職員、気持ちを新たに、農業、水産業の発展に引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ、常任委員の皆様におかれましては、本年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お許しをいただきまして、座って御説明を申し上げます。

早速ですが、お手元の「環境農林水産常任委員会資料」の1ページをお開きいただきたいと

思います。本日の委員会報告事項は、「宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について」、この1項目でございます。

もうマスコミ等で御承知と思いますが、清武町で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、1月11日に発生が疑われるという事例の届け出を受けまして、翌12日には、副知事を本部長といたします「宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置いたしまして、関係部局と十分連携をとりながら、感染拡大の防止に向けた防疫作業に全力で取り組んでまいりまして、1月16日には、発生農場の消毒ですとか、既に死亡いたしました鶏、あるいは殺処分を行った鶏の焼却処分といったすべての初動防疫措置を終了いたしました。また、1月17日からは移動制限区域、これは発生農場から半径10キロでございますけれども、その移動制限区域内の第1回目の清浄性確認調査を実施いたしましたところでありまして、1月20日にはその清浄性が確認されたところであります。

農政水産部といたしましては、風評被害などによる養鶏農家や関連産業への影響も心配されますので、一日も早い清浄化に向けた取り組みと経営支援対策の検討を現在進めているところでございます。なお、高病原性鳥インフルエンザの発生以降、常任委員長を初め各委員の皆様には大変御心配をおかけしておりますけれども、引き続き御支援をいただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、詳細につきましては、畜産課長が御説明をいたします。私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○井好畜産課長 畜産課でございます。

お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。本県におきまして今月13日に確認さ

れた高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。

発生農場は、清武町の有限会社谷口孵卵場黒坂農場であります。この農場では、肉用種鶏を約1万2,000羽飼育しておりました。

2のウイルスの同定であります。今回の高病原性鳥インフルエンザと確認されたウイルスにつきましては、1月11日、宮崎家畜保健衛生所への農場からの届け出を受け、当該農場に飼養されている鶏から血液等を採取し検査したところ、1月12日に鳥インフルエンザと思われるウイルスが分離され、翌13日につくば市にあります動物衛生研究所で調べた結果、H5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認されました。また、16日には、H5N1亜型であること、さらに病原性判定試験の結果、18日にはこのウイルスが強毒タイプのものであることが判明しました。

次に、これまでの防疫措置等の対応についてであります。1月11日に、当該農場の管理獣医師から宮崎家畜保健衛生所への届け出があり、家畜保健衛生所が立入調査を行った結果、高病原性鳥インフルエンザが疑われたので、当該農場及び周辺農場に対して移動自粛の要請と状況調査を行うとともに、11日深夜、鳥インフルエンザが疑われる事例が発生したことを公表いたしました。

これを受けまして、翌12日には、県庁関係部局による対策本部を設置し、全庁的に防疫措置等の対策を実施していくこととしました。対策本部の概要につきましては、次のページに目的や組織体制図等をお示ししております。下の体制図にありますように、関係10部局の長から構成する対策本部と、関係28課長で構成する幹事会から成り、目的にありますような各種対策を

実施することとしております。

1ページに戻っていただきまして、13日ありますが、3カ所の消毒ポイントを発生確認を待たずに自主的に設置するとともに、18時に高病原性鳥インフルエンザであることが確認されたことから、家畜伝染病予防法に基づき、発生農場の周囲半径10キロメートルを移動制限区域として指定し、家禽等の移動を制限しました。この区域内には養鶏場が16農場あり、うち11農場で19万4,000羽が飼養されておりました。直ちに発生農場の防疫措置に着手し、14日には、発生農場に飼養されているすべての鳥の殺処分を行い、15日には死亡鶏を搬出し、夕方から宮崎市にありますエコクリーンプラザ宮崎において焼却処分を開始しました。

16日には、発生農場の消毒等の防疫措置、死亡鶏の焼却処分をすべて終了し、発生農場における初動防疫が完了しました。

また、17日からは、移動制限区域内の第1次の清浄性確認検査に着手し、17日の養鶏場11農場、18日の愛玩鶏10戸の検査を行い、いずれも異状は認められておりません。

2ページをごらんください。次に、高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う風評被害対策等についてであります。県庁ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の各種メディアを通じて、県民に対して鶏肉・鶏卵等の安全性について呼びかけを行うとともに、一般からの種々の鳥インフルエンザに関する相談に対する窓口を設置し、県民の不安等に対応することとしております。また、宮崎県産の鶏肉や鶏卵は安全であることを呼びかけるチラシを作成し、県内の関係機関・団体等を通じて配布を行っております。引き続き風評被害が出ないよう対策を行っていきたくと考えております。

この資料中、新聞の欄につきまして、1月20日分の読売、西日本が抜けております。追加をお願いしたいと思います。

3ページをお開きください。農家に対する経営支援対策についてであります。お示ししている資料は国の対策でありまして、発生農家、移動制限区域内の農家、さらに移動制限区域外の農家に対して、それぞれ支援策が準備されております。発生農家につきましては、防疫措置に伴いまして飼育されている鶏が殺処分されるとともに、鶏や汚染物品の焼却等の経費が発生しますが、これらに対しまして、患畜には評価額の3分の1が、擬似患畜には評価額の5分の4が手当金として、また、焼却処分に要した費用に対しては2分の1が交付金として、家畜伝染病予防法に基づき支払われることとなります。また、発生農家が経営を再開するために必要となる経費等につきましては、中段の家畜防疫互助基金等造成支援事業による経営支援互助金や、下段の経営再開に必要な経費に対する融資制度が準備されております。

また、次に、中ほどの移動制限区域内の農家についてでございますが、移動制限に伴い、売り上げの減少や飼料費や保管、輸送に要する経費の負担が発生しますので、これらに対して国と県で2分の1ずつを助成することになっております。また、下段の経営の継続に必要な経費に対する融資制度が準備されております。

次に、右端の移動制限区域外の農家に対しましては、下段の経営の維持に要する経費に対する融資制度が準備をされております。

県といたしましては、これらの国の制度をもとに、必要となる支援について現在、検討を進めているところでございます。

次に、別冊の資料「『高病原性鳥インフルエ

ンザ』の発生に係る経過と対応状況」をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、今回の発生農場における対応状況を写真でお示ししております。1月11日は農場の概観です。届け出を受けて家畜保健衛生所の職員が調査を行ったときの鶏舎内の様子でございます。この時点で既に死亡している鶏が見られます。

その下の移動を自粛している間の12、13日は、消毒を実施しますとともに、農場への立ち入りを制限しております。

次のページは、14日の殺処分の様子と殺処分した鶏を密封容器に詰めて搬出したところでございます。

下の段は、鶏の搬出作業が終了した鶏舎内の鶏ふん等の処理と消毒作業の様子で、これを終了した段階で発生農場の防疫措置は完了しました。

次のページは、3カ所に設置をいたしました消毒ポイントの様子でございます。

最後のページでございますが、今回、県で作成をいたしました啓発用のチラシをお示ししております。50万枚を作成いたしまして、関係機関、関係団体に配布するとともに、あす24日の新聞折り込みで各世帯へ配布をすることといたしております。今回の発生に当たりましては、国と連携しながら、関係機関・団体の多大の御協力をいただき、現在まで所定の防疫措置を講ずることができました。引き続き蔓延防止に全力を挙げるとともに、風評被害の防止と経営支援対策の検討を進めてまいります。以上でございます。

○丸山委員長 執行部の説明が終了いたしました。報告事項についての質疑をお願いいたします。

○水間委員 今回の高病原性鳥インフルエンザの発生について、非常に流れるには素早い対応ということで、本当に農林水産部の皆さん、畜産課の皆さん、御苦勞であったと思います。敬意を表したいと思います。

その中でちょっとお聞きをしてみますが、まず、写真でお聞きをしますが、1月11日、鶏舎全景の写真ですが、大体何メートルぐらいのところでのこの写真を撮られているんですね。どうですか。重ねて言いますが、鳥インフルエンザにまだこの時点では確認ができていない、できていない、そんな状況の中で、報道の方もそうですが、全国中継をやる、後ろが発生した鶏舎ですと、このことが一つ言えば早期な対応をして今度は大事になっていないからいいんですがね、恐らく2月7日にはもう解除できるんじゃないかというような話もあるんです。こういうことの報道規制のあり方というのも今後の一つの課題ではないかというふうに思うんですよ。そこらあたりで、結局、この写真を撮られた日にちが、1月11日にここで起こったことが、大体何メートルのところ、10キロ以内はだめですよと言いながらこういうことになっているのもちょっとと思うんですが、そこあたりはどうですか。

○長友農政水産部長 誤解があるといけませんので御説明しますが、この写真は宮崎家畜保健衛生所の職員が撮った写真でございまして、マスコミではございません。

○水間委員 報道の方と限定して今言ったんじゃないんですよ。あなた方もこういうことがあるとすれば後からの写真とかいうことも必要であるし、どこかで蔓延させるような状況も起るんじゃないかなと、それを危惧するからちょっと話を出しました。

それと、原因究明ということに当然言われるんですが、3棟あった鶏舎の中で真ん中だけが起きたと。この現実の原因究明としてはどういうことが考えられるのか。難しい話かもしれませんが、わかっておる範囲内でちょっとお聞かせください。

○浜口家畜防疫対策監 インフルエンザが鶏舎に持ち込まれる経路としては、一般論として、野鳥類、こういうものを介して侵入する経路と、人、車、機材等の移動によって入ることが考えられております。今回の場合は、今シーズン、日本に発生をしていないということから考えますとよそから来たという話になりますけれども、真ん中の鶏舎しか出ていないということはどういうことかと言われると大変難しいんですけれども、疫学と今の状況からするとこれが初発だろうということで、11日から周囲の鶏舎、建物とか周囲は消毒をしておりますので、幸いにも1棟と3棟にはそういう感染が広がっていないということで、農場内でもこれだけの抑え込みができたということで、ほかには広がっていないだろうということが考えられます。後は、国の方で感染経路究明チームというのが1週間以内に立ち上がっておりますので、いろいろ検討をしていただいてその辺は究明していただくというのがこれからの仕事だと思います。

○水間委員 それと、つくば市にある国立の動物衛生研究所、ここにサンプルを送ったこと、これは報道の話でもあるんですが、ちょっとサンプルが少なくてもう一回追加して送ったということで、最後の18日ですか、強毒性のことになったような話ですが、こういう事態のときのサンプルの送り方というのはどのくらい送ればいいのかというのは何かあるんですか。これ

じゃ足りないよとつくば市の動物衛生研究所の方から言ってきたんですか。

○浜口家畜防疫対策監 サンプルを送る場合には動物衛生研究所と協議しながら送るわけですが、一応、ウイルス分離、卵でありますので、その材料のウイルス量、ウイルスのふえ方によって違うんですけれども、これくらいの量であれば判定できるだろうということで12日の日に送ったんですけれども、それで判定できなかったということで、12時間ですか、翌朝まで培養した分を送って、それで判定できたということで、最初に送ったやつはウイルスの発育が十分でなかったということで、13日の分で確定したということです。

○水間委員 それと、焼却あるいは殺処分をする中で職員の方150人程度動員をされてということでした。職員の健康管理等についての事前のチェックはされたんですかね。

○浜口家畜防疫対策監 職員を150名といたしますけれども、3日間、延べ350名ほど動員しておりますけれども、作業に当たるについては、保健所等の医師、看護師による問診等で作業の振り分けをしておりますして、問診で不適の方は作業を辞退していただくということで、中に入られる方は防護服、ゴーグル、手袋、長靴ということで極力——極力というか、ウイルスにさらされないような状況で作業をしていただくということで、作業が終了しましたら再度問診をして帰っていただくということで、後、最終作業から10日間については福祉保健部ですか、あっちの方で動員された方についてはケアをしております。

○水間委員 じゃ、その3日間、延べ350人の方たちは、その後体調を崩されたという方はおられなかったというようなことになりますか。

○宮脇農政企画課長 何名か、直接その作業に起因するものとは限らないんですけども、7～8名が体調を崩したとかいう職員がおりますけれども、ずっとフォローしておりますので、大事には至らないという状況でございます。

○水間委員 最後にお聞きしますが、殺処分をして、二酸化炭素（炭酸ガス）を入れて容器の中で殺傷するわけですが、それを今度は運んで焼却する、こういうものを焼却する施設というのは県内に何カ所あるんですかね。

○浜口家畜防疫対策監 事前に調査をしたところでは*13カ所ぐらいあるんですが、こういったものに対応できるというのは半数ぐらいになるかと思っておりますけれども。

○水間委員 半数とは半分。6カ所。

○浜口家畜防疫対策監 正確な数字じゃないんですけどもね。なかなか難しい問題で、事前には対応していただけるという返事がなかなかもらえないんですね。こういうことが起こりますと、緊急ということで個々に対応をお願いして、今回はエコクリーンさんの方で対応していただいたということです。

○水間委員 今お話しのように、その施設は県内に数カ所あることは私も知っておりましたが、ただ、今後の問題としてちょっと問題提起をしておきたいんですが、蔓延防止をするために、広がらないために、通過市町村の、いわゆる養鶏業者があるところ、非常にこういう問題になると怖がると思いますか、うちの道路を通ってほしくない、これは口蹄疫のときにほかの鹿児島県も熊本県も大分県もそうですよ。宮崎県からトラックを出してくれるなど、そのくらい言われたときがありました。それと全く同じで、今回の話が出てから殺処分をする、その

※21ページ左段に訂正発言あり

施設へ持っていく通過市町村の首長さんの同意というんですか、それが本当に必要なのかどうかと考えるんですが、そこらあたりが一つ、本当に100%とは言えないんでしょうが、密閉して車も洗浄してちゃんと運べますよと。小林も1つは北清さんという企業があり、口蹄疫のときは非常にお世話になったときがあったんですが、今度はエコクリーンプラザが非常に近いということもあったんでしょう。

しかし、一度は農政水産部も「どうですか」という打診をしながら、通過市町村の首長さんは「いや、うちは養鶏業者が多いからだめです」という話になったように聞くんですよ。じゃ、野尻町で仮に起きたらどうするかと、あるいは途中の高岡町で起きたらどうするかと。運ぶ段階で自分たちが運び出せない、向こうが断わったら大変だよというのがあるんですよ。そこらあたりは農政水産部としては、蔓延防止できるぴしゃっとした、防護を含めた中の運び出しですから、そこはひとつ御理解をいただきたいというような、農政水産部としてもそういうメッセージをつけた中の同意のとり方というか、話の仕方というか、今後の課題だろうと思うんですよ。そこらあたりをちゃんとしないと、「いや、うちは来てほしくないんだ」と、総論賛成各論反対というような、そんな考え方を持ってもらいと、こういういざ急々の事態のときに大変なことになると思うんですね。

そういうものをしっかりとした農政水産部は農政水産部としての、畜産課は畜産課としての処分のあり方、仕方、その搬送の経路、その説明はぴしゃっとしていく考え方を、県民にもそうですが、今度のことで、「うちは清武産ではありません」とか表示したお店があったとか、これらも風評被害の流れなんですけどね。本当、

けしからんとは思いますが、すぐ是正をされたというようなことでもありますから、今後の問題として、本当に対応は早くしていただいたということは非常に私どもも、出直しの知事選でがらがらがんやっている中で、また鳥インフルエンザかと、2つのものが宮崎県をどうの襲ったというようなやゆされた流れもありますが、本当にそういう意味では、やった対応は早かったんですが、中にはそういうようなごちゃごちゃしたことも1つ含まれていますから、今後の対応としては十分な農政水産部としての説明、各市町村の搬送のあり方、一生懸命やられたということはわかっているんですが、そういう首長もおられたということも頭に入れていただきたいなと思っております。どうも御苦労さんでした。

○前本委員 鳥インフルエンザ発生に伴いまして、いわゆる発生農家とか移動制限区域内での農家に対する助成なんですけど、ちょっと問い合わせがありますので。卵の生産者、鶏卵業者というんでしょうか、随分卵が、産みっ放しで、ケースとか保管庫に対しまして、ある町においては10キロの移動制限区域内での生産者に対しましてJAさんとかが対応しているということがありますけど、ずっと卵は産みっ放しなものですから、保管ということと、在庫処分ということと、経営に対します支援措置といいますか、それに対する要望をよく聞くんですけど、移動制限区域内における卵の移動解除といいますか、販売していいですよ、いわゆる出荷していいですよという法律上の制約がどうなっているのかということと、今まで蓄積した卵が賞味期限と言ったら悪いんですけど、生産して何日もたてば当然、廃棄処分ということになるんですけど、それに対する補償とか、その辺がどうなっ

ているかちょっとお聞かせいただきたいんです。

○井好畜産課長 発生農場を含めて移動制限区域内の農場につきましては、鶏卵等、移動制限をかけていくということになりますので、それぞれの農場においては物心両面大変な打撃を受けます。特に、卵の場合には毎日生産されるということで、その処理について心配されます。それにつきましては、基本的には、21日間、移動制限をかけますけれども、卵については例外措置として、この前から進めております防疫措置が終わった後の第1次の清浄性確認検査、清浄であるということになっていきますけれども、それをもとに国と協議をしまして移動が可能になるという制度がございます。それにつきましては、現在、国と協議中ということでございます。

それから、農家に対する支援措置でございますけど、ここの資料にございますように、区域内農家につきましては、売り上げの減少費という形で挙げておりますが、国と県で2分の1ずつ助成をすることにしておりまして、対象としては、出荷自粛の期間を含めて、移動制限期間内における出荷が制限されたものに対して、期間中の市価と実際に最終的に取引された価格の差額を補償していくという考え方でございます。

○前本委員 今の御説明によりますと、21日間の移動制限については例外措置として第1次の清浄性確認をして、その確認がされた後で国と県とで協議をしてやるということになっていると、今、その支援については協議中であるという説明が1点。それから、いわゆる出荷自粛期間内に取引した差額のものだけ補償しましょうと。それは国が2分の1、県が2分の1、いわ

ゆる満額補償という説明に聞こえました。ということでございますが、取引はできないで出荷停止になっているわけですから、その点はどうなっているかと私はお聞きをしたわけですから、そういう取引の差額という話にはならんと思いますんで、それはもうちょっと説明をしてください。

それから、廃棄処分をしなければならんという期間に既に何日たちましたか。相当たっているわけで、相当の量がある。その量の調査を県としてはする意向があるのかどうか、もう一点お聞かせください。

○井好畜産課長 移動制限された期間内に生産された卵等については、御意見のように、廃棄される部分もあるわけですね、商品として使えなくて。それはもちろん含まれます。それを含めて、とにかく廃棄されたということであればゼロ円ということを基準に、実際に周辺で取引されている市価との差額について補償していくということでございます。

○丸山委員長 畜産課長、今、大枠の被害総額が想定されていて、どれだけ国、県を合わせて補てん金なり補助金が出るのかというのをお示ししていただくと、我々も生産家に対して説明もできますので、できるだけ早く取りまとめていただいて報告をしていただくとありがたいというふうに思うんですけども、お願いいたします。

○井好畜産課長 全体的な被害額という意味でなくて、今、お話の関連で、実際に制限区域内には9戸、11農場の方がいらっしゃるわけですね。その人たちについて、個々に今、経営相談をしております。現在においてどういう状態にあって、保管場所があるとか、なければ保管場所を設置すればそれに対する費用の補てんも

ございます。そういう経営相談をしながら、先ほど申しました例外措置についても同様のやり方で、例外措置が認められれば外に販売していくかとか、そういう内容について個々に相談をしております。そういう中で最終的にどれだけの量が廃棄されて、あるいはどれぐらいの量が液卵としてとか、そういうような数字が固まってまいります。そういうのが最終的に固まったところで国なり県なりで補てんをしていくということでございます。

○丸山委員長 そういう数字をできるだけ早く把握していただいて、農家に対しては、経営に関しては安心してできるんですよということを書いていただければ、我々も生産農家に対して今後の心のケアも含めてできるというふうに思っておりますので、そういった対応しているということはもちろんわかっておりますので、早目に数値等を整理してほしいという要望だというふうに思っておりますので、早目に数値を整理していただいて議会の方にも報告なりをお願いしたいというふうに思います。

○井好畜産課長 進めてまいります。

○前本委員 大変お疲れになっているようですから、気の毒だとは思いますが、気の毒なのは農家も気の毒でございまして、今申されたように、いろいろ個別的な経営相談をされるということを聞きましたので、いわゆる被害に対しまして、出荷停止を食って大変困っていらっしゃいますので、早急な対応をせにゃいかんということが1つと、いつまでそれを引っ張るのかと。国と協議しているという話ですが、それはいつなのかということをしきりと言われます。ですから、早目に公表してください。

それともう一つですけど、いわゆる廃棄処分したのに対してはゼロ円と算定して、それを

全額補償するというお話が出ましたので、このことも安心できるように、早く農家の人に言ってください。JAを通してとかいろいろですね。そのあたりの対応が大変心配されておりますので、蔓延防止には大変県は御功績、高く評価もされるし、よく頑張られたということもあるんですけど、後のフォローが大事です。今、委員長も言いましたように、全体的なことになると調査したりいろいろと期間がかかるので、早目な農家に対する対応を県としてやってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。もう一度答弁してください。

○井好畜産課長 わかりました。精いっぱいやりたいと思っております。今、私がお話ししました内容につきましては、畜産課の職員が市町村とか関係団体と一緒に戸別に訪問して、内容についても、今後の見通し等についてもお話をしております。確かに、当初に防疫対応に追われたこともございまして、そういう対応が不十分だったということもあろうかと思えます。そういう点で、特に移動制限農家の方々は大変心配で不安があったということをお聞きしておりますので、精いっぱい今進めておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○前本委員 個別対応はわかりましたけど、基本路線というのは、どうするというのはあるはずですから、それだけでも早く言ってください。以上です。

○外山 衛副委員長 関連ですけれども、この前、農水大臣が見えて清武町に行きましたね。あのときに移動制限区域内の鶏卵業者、ここの損害については県が査定をして、査定額の100%を補てんするということの認識でよかったですね。それを説明すれば前本委員はわかるんじゃないですか。要するに、移動制限区域内の

鶏卵農家の損害額に対しては、県が査定をして、その査定額の2分の1を国、2分の1を県という、査定額の100%補てんをします。

○前本委員 今の話を早く伝えてということですか。今の話があるのであれば。それは聞いておられますか。

○長友農政水産部長 先ほど来、畜産課長が御説明しているとおりでございますけれども、被害農家——被害農家といいますが、に対しましては、初期防疫、第1回目の清浄性確認検査が終わる前からいろいろ県会議員の先生方からも御意見がございましたし、ですから、宮崎家畜保健衛生所の職員が全農家を回りまして、こういう制度がありますから大丈夫ですという説明はとりあえずは行っております。先ほど来いろいろ御要望がございますので、それらの要望に沿って、なお強力な指導をやっていきたいと考えております。以上です。

○前本委員 わかりました。

○高橋委員 関連してなんですが、発生源となった谷口孵卵場ですか、ここは肉用の鶏を売って経営されているところですよ。であれば、この方は売り上げ減少費というのはどこで補てんされるのでしょうか。

○浜口家畜防疫対策監 発生農場はブロイラーの種鶏ということで、種卵をとって販売されるということですので、業種としてはふ卵場ということですね。ですから、鶏が出るとか卵が出るとかというんじゃなくて、最終的にはひなを目的とした親鶏を飼っておられるところということです。発生農場につきましては、家伝法の方で殺処分をしますので、殺処分をした鶏につきましては、評価額というのは今から決めるわけですが、評価額の8割が手当金として交付をされます。

○高橋委員 発生農家は、結局は殺処分費というのはある程度補てんされるにしても、いわゆる収入はなくなるわけですよ。そこがちょっと疑問だったんですけどもね。

○浜口家畜防疫対策監 収入は鶏がいなくなるのでなくなるということになりますね。

○高橋委員 単純に思うんですけど、こういうところには共済保険とか、そういうのはないんですね。

○浜口家畜防疫対策監 委員会資料の中で説明したとおり、支援対策としましては、発生農家は家畜防疫互助基金というのが片一方で創設されておりまして、これに入っておられればこの適用を受けるということになりますけれども、この農家はこの時点では入っておられなかったということで、ここの適用がなくなるということですね。

○高橋委員 今おっしゃったのは2段目、真ん中のやつですね。だから、いわゆる殺処分する費用はある程度出ます。そして殺したひな1羽に対して単価80円ですか、その分は収入として入るということで理解していいわけですね。

○浜口家畜防疫対策監 この2番目の制度は保険制度みたいなもので、掛金を掛けて補償をするということなんで、この農家はこれに入っていないというので、ここの適用がないということですね。

○高橋委員 発生農家は掛けていなかったということですね。わかりました。

○永友委員 初期体制、総力を挙げて県がやっていただいたということに改めて感謝を申し上げます。以前、物流対策で農政水産部には小言を言いましたので、今回の対応等におきましては、大変な御努力をいただきまして、感謝を申し上げておきたいと思っております。お疲れさまでござ

ございました。

なお、防疫体制でちょっとお聞きしたいと思います。3棟の鶏舎の中で真ん中の鶏舎が発症したということですよね。これはウイルスが目に見えないものだけに大変な状況だと思いますが、今、まさに国際時代ですよね、国際時代。国際化。いつ何が起こってもおかしくないというのが、私はこの畜産界の問題であろうというふうに考えます。したがって、手っ取り早く申し上げますと、空港の防疫対策はどういうふうにされているのかというのを1点聞きたい。

○浜口家畜防疫対策監 空港に関しては、口蹄疫以来続けていることなんですけど、外国のチャーター便につきましては、タラップですかね、あそこに消毒マットを置きまして、おりてこられる方は全員消毒をさせていただいているということです。

○永友委員 チャーター便に限ったことじゃないと思うんですよ。口蹄疫から後に全くこれが薄れているなという感じを私は受けてきたんですよ。ですから、ぼちぼちそれを言っておかなきゃというふうに感じておったんですが、昨年度末のいろんな騒動で私は言いそびれている。思いますと、人が運ぶというのが非常に最近では強いなというふうに私は感じます。報道機関等では鳥がどうのこうの、もちろん、それもあつたでしょう。しかし、見えないだけに、人が媒介していくというのは非常に伝染性だろうというふうに感じますから、気を落とさずに、観光誘致の問題からしますと問題も出てくると思いますけれども、やはり水際作戦というのが大事であろうと思いますから、そういった点は強力に進めてほしいと思います。

それと、もう一点、ちょっとここでは言えないかなというふうな感じもいたしますが、3鶏

舎の鶏がすべて24週齢であったのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○浜口家畜防疫対策監 種鶏の場合はオールイン・オールアウトということで1農場ごとの導入をするということで、3棟とも、この農場は1万2,000羽いるわけですけれども、すべて24週齢ということでございます。

○永友委員 大体もう産卵を始めているわけですよ。

○浜口家畜防疫対策監 24週齢ということで産卵を開始しております。でも、普通、種鶏の場合は……。

○永友委員 私が聞いていることだけを。それはわかるわけですから。

○浜口家畜防疫対策監 産卵を開始しております。

○永友委員 開始しておりますね。これから先が私は聞きたいんですけども、ここで申し上げるわけにはいかないかなというふうな感じがしておりますから、宮崎県の養鶏、種卵ということになりますと、最悪のときには大変な状況が巻き起こるわけなんですよ。ですからあえて日齢を聞きましたが、結局、その先の問題等かなり詰められたのかどうか聞いてみたんですけども、これは後でまた個別にお伺いします。

○丸山委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ少しだけ私の方からお伺い、御要望も含めましてなんですけど、先ほど前本委員の方からもいろいろありましたけれども、今回の場合は本当に皆さんのおかげで早目に防疫体制ができたんですが、発生農家、また獣医さん等が擬似のときでもいいから通報できやすい制度をしてもらわないと、もし発生してしまったら自分の経営以上に他の農家にも非常

に迷惑をかけてしまうということで、言いづらくなってしまったらだめになる、これが発生したら大きく広がる可能性がありますので、通報をしやすいといえますか、本来そういうシステムといえますか、安心して農家経営ができるんだよというのをはつきり早く農政サイドの方で言っていただきたいというふうに思っております。

もう一つが、大分県の場合が2例目が愛玩鶏でしたので、農家の方は防疫はしっかりしておりますので多分大丈夫だと思うんですが、愛玩鶏の方が一番心配でありますので、愛玩鶏に関して市町村ごとに各データも持っているというふうに聞いておりますので、愛玩鶏まで徹底した防疫がとれるようなことを、農政水産部が最後まで確認を、お願いだけするのではなくて、市町村の方も広報とかいろんな手段を使いまして、愛玩鶏を持っておるところにもお願いはしているんですが、確認まで至っていないところもあるように思っておるものですから、愛玩鶏までしっかりとすべての鳥、愛玩鶏も含めまして防疫はやったということを安心されれば、農家の方々も安心して経営に努力されますし、宮崎県の地鶏、「地頭鶏」を中心にブランド化されておりますけど、安心して食される都会の方もいらっしゃると思いますので、消費者に向けてもそこまでしっかりやっているんだということをやりたいということをお願いしたいというふうに思います。

○浜口家畜防疫対策監 先ほど、県内で焼却施設13カ所と言いましたけれども、11カ所ということでございます。その中でもすべてがこういったことに対応できる焼却場ではないということでございます。訂正をさせていただきます。

○丸山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 なければ以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時51分再開

○丸山委員長 委員会を再開いたします。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山委員長 それでは、ないようですので、以上をもって委員会を終了します。

午前11時51分閉会